

国際評価基準審議会 (IVSC) の 活動目的と組織概要

国際評価基準審議会 (IVSC) 評議員 やまだ たつみ 山田 辰己

1 はじめに ～IVSCの評議員に就任して～

私は、前IVSC(International Valuation Standards Council：国際評価基準審議会) 評議員 (trustee) である渡辺章博公認会計士から引き継いで、2014年10月のIVSCの年次総会において、評議員に選任された。任期は3年で、一度の更新ができることになっている。

IVSCの活動は多岐にわたるが、その1つが、資産及び負債（以下「資産等」という。）の評価額の計算に関するIVS (International Valuation Standards：国際評価基準) を作成する資産等の評価基準の設定主体としての活動である。IVSは、主として、機械設備等、不動産、無形資産、事業及び金融商品といった幅広い分野の資産等の評価に関する基準を設定している。評議員会 (Board of Trustees) は、IVSCの財政（特に、活動資金の調達）に関する責任を負い、IVSB (International Valuation Standards Board：国際評価基準理事会) とIVPB (International Valuation Professional Board：国際評価専門職業理事会) という2つの理事会のメンバーの指名及び監視、並びに、IVSCの戦略計画のレビュー等を行う責任を有している。

今後、評議員として求められている職責を果たすべく全力を尽くすつもりであるが、これを機に、IVSCの組織及び活動状況などを紹介したい。

2 IVSCとは

(1) IVSCの目的

IVSCは、1981年にプライベートセクターの非営利組織として設立された。その後、2009年1月に組織改正を行い、現在の体制になっているが、その目的は次のとおりである。

- (a) 高品質の国際基準を開発し、その採用及び利用を支援すること
- (b) IVSCのメンバー（会員）となっている組織間の連携と協調を促進すること
- (c) その他の国際組織との連携及び協調を図ること
- (d) 評価専門職業に関する国際的な見解を示すことによって役立つこと

(2) IVSCの主要組織

IVSCの活動の中心は、IVSを設定する基準設定組織 (IVSB) と資産等の評価を行う職業専門家の教育育成などを行う組織 (IVPB) の2つである（両者を合わせて「テクニカル・ボーズ (technical boards)」と呼んでいる）。

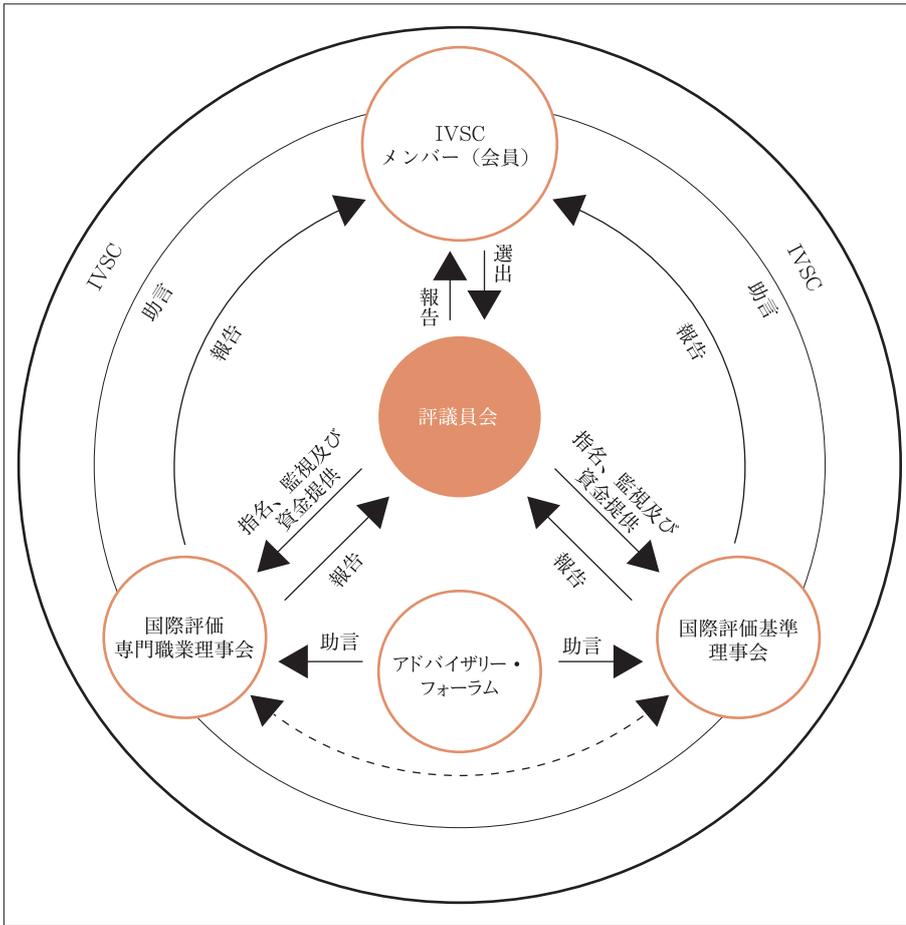
IVSBは、6名から9名の3年任期のメンバーから構成され、IVSの新設・改訂を行う組織である。IVPBも6名から9名の3年任期のメンバーから構成され、その主要な任務は、鑑定人 (valuers) の教育、訓練、そして、資格認定に関する各国の動向のモニタリングを行うことであり、例えば、IVSに関する教育や訓練のプログラムの開発などを支援している。また、評価専門職業組織 (Valuation Professional Organizations：VPOs) がベンチマークとすることが期待される国際専門職業基準 (International Professional Standards：IPSS) を作成している。

このほか、IVSBとIVPBに技術的な助言を行う機関としてアドバイザリー・フォーラム (Advisory Forum) がある。また、評議員会は、IVSCの組織運営に関連する事項をすべて担当しており、既に触れた事項以外に、IVSBとIVPBが基準設定に当たって従うべきデュー・プロセスの設定も行っている。なお、議長は、前国際会計基準審議会 (IASB) 議長のデイビッド・トゥイーディー卿が務めている。IVSC内の組織の関係を示したのが次頁の図表1である。

(3) IVSCのメンバー（会員）

IVSCのメンバー（会員）は、次のような6つの異なるカテゴリーか

【図表 1】IVSCの組織とその関係



(出典) IVSCアニュアル・レポート2013-14の11頁

ら構成されている。なお、アニュアル・レポートによると、2013年10月末時点でのメンバー総数は80であり、そのカテゴリーごとのメンバー数は、それぞれの末尾の括弧内に数字で示しているとおりでである。

- (a) 評価職業組織（各国の評価に関する職業団体組織がこれに該当し、日本からは日本不動産鑑定士協会連合会がこのカテゴリーのメンバーとなっている）(5)
- (b) 暫定的評価職業組織（「評価職業組織」となるためのメンバー要件を満たさない評価に関する職業団体組織が該当）(1)
- (c) 法人メンバー（評価を行う企業又は評価に関心がある企業が該当し、日本からは1社がメンバーと

なっている）(4)

- (d) クライアント・メンバー（評価基準に関心のある企業、並びに、貸手、会計士、資産管理会社及び投資銀行などの評価基準の利用者が該当）(0)
 - (e) 機関メンバー（政府機関や規制当局などの非営利組織が該当）(19)
 - (f) アカデミック・メンバー（大学や研究機関などが該当）(4)
- なお、このほか、IVSCに資金的支援を行っているスポンサー企業などが21社ほどある。

3 IVS

IVSBが設定するIVSは、次の5つの種類から形成されている（次頁の

図表 2 参照）。

(a) IVSフレームワーク (The IVS framework)

IVSフレームワークは、すべてのIVSに対する序文として位置付けられており、IVSを適用する際に従わなければならない一般に認められた評価原則及び概念を説明している。なお、IVSでは、評価を行う手順に関する要求（procedural requirements）も含まれているが、フレームワークでは、手順に関する事項は触れられていない。

(b) IVS一般基準 (IVS General Standards)

IVS一般基準は、すべての評価業務（valuation assignment）の遂行に当たって要求される事項を説明する基準であり、3つの基準が公表されている。これらの基準は、①すべての資産等の評価や②IVSに準拠する評価の際に適用されることが予定されている。ただし、次で説明する「資産等別基準」及び「評価適用指針」で修正されている部分については、それらが優先される。

(c) IVS資産等別基準 (IVS Asset Standards)

IVS資産等別基準は、6つが公表されており、それぞれの基準は、「要求事項」と「解説」(commentary)から構成されている。「一般基準」に対する修正や追加を行うのが「要求事項」で、事業、無形資産、有形固定資産、不動産、投資不動産及び金融商品の評価に当たり、一般基準をどのように適用するかに関する要求が記述されている。「解説」では、評価に影響する対象資産の特徴を示し、用いられる共通する評価アプローチや手法に関する情報を提供する。

【図表 2】 IVSの構成

IVS等の種類	具体的な基準
IVSフレームワーク	—
IVS一般基準	IVS101 業務の適用範囲 IVS102 業務の実施 IVS103 報告
IVS資産等別基準	IVS200 事業と事業権益 IVS210 無形資産 IVS220 機械設備・装置器具 IVS230 不動産権益 IVS233 建築中の投資用不動産 IVS250 金融商品
IVS評価適用指針	IVS300 財務報告のための評価 IVS310 担保融資のための不動産権益の評価
テクニカル情報資料	TIP 1 割引キャッシュ・フロー TIP 2 有形資産に対するコスト・アプローチ TIP 3 無形資産 TIP 4 評価の不確実性

(注) 日本語訳は、原則として「IFRSsの公正価値評価に対応した最新国際評価基準」(公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会国際委員会編著、住宅新報社、2012年)によったが、一部筆者が修正している。

(d) IVS評価適用指針 (IVS Valuation Applications)

IVS評価適用指針は、評価が求められる項目に関する共通の目的を扱っており、それぞれの基準は、「要求事項」と「ガイダンス」の2つから構成されている。「一般基準」に対する修正や追加を行うのが「要求事項」で、「ガイダンス」では、国際的に適用されている規制や基準の中で評価として要求されている事項や、評価に関して他の認められている要求事項に関する情報が適用されている。IVS評価適用指針は、現在、2つが公表されている。

(e) テクニカル情報資料 (Technical Information Papers : TIPs)

TIPsは、基準ではなく、ある評価の局面でどのアプローチを採用すべきかに関するガイダンスの提供を目的としている。トレーニングやインストラクションの提供を目指すのではなく、実務上の適用に際しての情報提供に焦点を当てた資料として位

置付けられている。

なお、このような構造を持つIVSが適切なのか(特に、TIPsの位置付け)、明瞭性を高めるために改善すべき点はないかという問題意識から「IVSの構成と範囲 (Structure and Scope of the IVS)」と題するコンサルテーション・ペーパー(コメント期限は2014年10月10日)が公表されており、現在、IVSの体系の見直しが行われている。

4 IVSCの今後の戦略

IVSCは、2008年の金融危機以降、資産等の評価の手順を強化し、さらに、評価を行う職業専門家の能力等の強化を図ろうとしている。そのための戦略計画を近いうちに公表する予定である。そこでは、①IVSに対する認識を広め、その採用を広く働きかけること及び②VPOsが評価を行う際のベンチマークとなるIPSsに対する認識を広め、その採用を広く

働きかけるとともに、評価実務のためのインフラの整備を促進させることをIVSCの戦略目標として示す予定である。そして、それらを、今後、数年のうちに達成させることを目標としている。IVSCの予算規模は約200万ドルであるが、新戦略の達成のためには約600万ドルが必要と見積もられている。

このほか、2009年1月から採用されている現在のIVSCの体制が、世界からの新たな要求に応えるために十分かどうかを検討するための第三者によるレビューを行っており、2015年3月には報告書が出される予定である。

このように、IVSCは、世界からの要請に応じて、資産等の評価に関する基準の設定主体としての体制の充実を図ろうとしており、その実現のため、現在、財政基盤の拡充を最優先課題としている。